

令和 5 年 10 月 6 日

都 道 府 県 医 師 会
担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 黒 瀬 巖

(公 印 省 略)

都道府県の外国人用相談窓口に係るサイトの URL について

今般、厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室、同省新型コロナウイルス感染症対策推進本部並びに観光庁参事官（外客受入担当）の連名で、各都道府県衛生主管部(局)及び観光主管部(局)宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会宛に周知方依頼がございました。

都道府県の外国人用相談窓口に係るサイトの URL については、令和 5 年 5 月 29 日付事務連絡（令和 5 年 6 月 1 日付日医発第 453 号(地域)でご案内）において示されておりますところ、本事務連絡は、6 月 1 日以降の新たな外国人用相談窓口につき、改めて周知するものです。

新 URL <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33166.html>

また、都道府県に向け、既に終了しているサイト URL (<https://www.covid19-info.jp>) の引用があれば、削除または変更を依頼しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 27 日

公益社団法人
日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課
医療国際展開推進室

都道府県の外国人用相談窓口に係るサイトの URL について（周知・協力依頼）

医療行政の推進については、平素より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

都道府県の外国人用相談窓口に係るサイトの URL に関して、別添のとおり、厚生労働省及び観光庁より各都道府県あて周知いたしましたので、貴会会員等へ周知のほど、よろしくお願い申し上げます。

〈問合せ先〉

厚生労働省 医政局総務課 医療国際展開推進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL 03- 3595-2317

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 27 日

各都道府県衛生主管部(局) 御中
各都道府県観光主管部(局) 御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
観 光 庁 参 事 官 (外 客 受 入 担 当)

都道府県の外国人用相談窓口に係るサイトの URL について

平素から厚生労働行政及び観光行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「都道府県の外国人用相談窓口に係るサイトの URL 変更について」(令和 5 年 5 月 29 日付け事務連絡※)を発出し、各都道府県において改めて適切な訪日外国人患者受入体制を整備・運用していただくようお願いしたところです。

※厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/content/001101559.pdf>)

当該事務連絡の中で、都道府県の外国人用相談窓口に係るサイトについては、本年 6 月以降については、以下四角囲みの URL において情報を掲載する旨御連絡したところです。

現在、いくつかの自治体等のホームページにおいて、過去の厚生労働省の委託事業により開設し、既に終了しているサイトの URL (<https://www.covid19-info.jp>) を未だに掲載又は引用している事例が見受けられます。

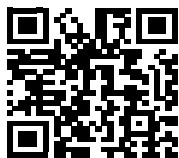
当該サイトの URL の利用は既に終了しており、現在の厚生労働省の事業とは全く関係がありませんので、貴管内において、本事務連絡の幅広い周知と関係機関等に対する速やかな削除や変更を御依頼いただきますよう、お願いいたします。

【医療関係等相談窓口】

都道府県の外国人用相談窓口

以下のサイトに都道府県の外国人用の相談窓口の連絡先・開設時間・対応言語について掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33166.html



なお、各都道府県におかれましては、当該サイトの各都道府県の情報に関して更新等が必要になった場合、以下の連絡先まで御連絡をお願いします。

〈連絡先〉

厚生労働省 医政局総務課 医療国際展開推進室

TEL 03-3595-2317

Mail kokusai-tenkai@mhlw.go.jp